

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 20 年度第 5 号
通 算 第 4 6 3 号
平成 20 年 10 月 9 日

尼崎市役所総務局
職員部給与課

平成 21 年度向け合理化計画等について

9 月 29 日午後 5 時 40 分から午後 8 時まで、中央公民館視聴覚室において、平成 21 年度向け合理化計画の提案等を中心に交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

財政再建を目的に、平成 20 年度から平成 24 年度までの計画で「あまがさき行財政構造改革推進プラン」を策定し、現在、給与削減措置や職場の合理化を実施しているところである。

同プランに基づき、来年度実施予定となっている住居手当の見直しや民間委託等による合理化項目について提案、協議を行った。

組合への提案

住居手当の見直しについて

[別紙 1](#)

被服の仕様変更について

[別紙 2](#)

平成 21 年度向け合理化等提案項目

[別紙 3](#)

納税催告センター業務に係る管理職職員の配置体制について

[別紙 4](#)

平成 21 年度向けの交渉にあたって

(総務局長)

本市の財政状況は依然として厳しい状況下にある中で、一部には「これ以上の定数削減はすべきではないのではないか。」といった声もあるものの、現時点においても多額の収支不足を来とし、また引き続き構造改善に取り組んでいかなければならない状況においては、内部管理経費の見直しは避けて通れない課題である。

しかしながら、一方では、平成 19 年度に兵庫労働局や労働基準監督署から、コンプライアンス、法令違反について指摘されたように、本来、民間企業を指導していくべき立場にある官庁が、

法令を順守できていなかったことについては、大いに反省しており、誠に遺憾であると感じている。

今後とも、コンプライアンス、法令順守を念頭に置きながら、引き続きアウトソーシングに取り組んでいかなければならないと考えているので、是非とも組合のご理解とご協力をお願いしたい。

具体的な交渉内容

1 住居手当の見直しについて

課題の要旨

住居手当については、国を上回る支給内容となっていることから、現行の「持家に対する6,000円の支給」を、国並みの「新築又は購入後5年間に限り2,500円を支給すること」に改める提案を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p>給与構造改革以降、給料が増えない中で、本年度から通勤手当の削減や地域手当のカットを始め、期末・勤勉手当の役職者加算・期間率の見直し、また新規採用職員の昇格基準についても厳しい見直しを行ったばかりであり、この提案は受け入れられない。国基準というならば、国では行っていない地域手当のカットもやめるべきである。</p>	<p>プランで市民サービスについて見直しを求めている中で、職員の各手当については、これまで国基準に見直してきたものであり、住居手当についても同様に見直したい。</p>
<p>住居手当については、平成16年度から一律8,000円削減したところであり、当時の妥結に至る合意事項として、削減により浮いた原資の一部を、職員のために充てるという約束をしたが、全く履行されていない。あれから毎年その分の原資が職員に還元されておらず、総額はいくらになるのか。約束を履行してから提案すべきである。経緯経過を無視する提案には協議に乗れない。</p>	<p>その原資を活用し、市内居住の促進のための住居手当への加算措置として提案したが、議会で否決された経緯があり、新たな手当として支給することは難しい。福利厚生観点から、空調やトイレの整備等を行ってきたところであり、ご理解いただきたい。</p>

課題解決への方向性

組合は、平成16年度から実施した住居手当の見直しに際しての労使合意事項の履行がないままでの更なる見直しは受け入れられないとの姿勢であるが、当局としては国基準への見直しに向け引き続き協議を行うこととした。

2 被服の仕様変更について

課題の要旨

技術服・作業服・保育服について、現在は生地段階から仕様を定めた独自仕様となっているが、コスト削減等のために既製品の導入を行う提案を行った。また、被服の詳細については被服検討委員会において協議することとして、協力をお願いした。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
被服を見直す理由は何か。	今の基準はかなり古くなっており、新規採用者のサイズに合わなくなっている。また現在は生地を指定しているが、他都市では既製品化しているところも多く、コスト削減のために工夫していきたい。
この際、被服検討委員会は常設にして毎年議論すべきではないのか。また、防寒着の改善や点数の見直しも含めて議論したい。	提案内容以外でも可能なものであれば被服検討委員会の中で議論したい。

課題解決への方向性

被服検討委員会を設置し、検討していくこととした。

3 平成 21 年度向け合理化等提案項目について

課題の要旨

翌年度向けの各事務事業の合理化に伴う勤務条件に関する提案は、従前より実施時期の半年前に行うことを労使間の約束としてきたところである。本年度についても平成 21 年度向けの各事務事業の合理化について提案を行った。

兵庫県市町村共済業務及び財形貯蓄業務の業務委託について

共済組合業務及び財形貯蓄業務を尼崎市職員厚生会へ業務委託する提案を行った。

(効果額：471 千円)

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
共済事務を厚生会に委託することの目的は何か。	共済制度が年々複雑化し難しくなっており、専門的な知識が必要なことから、異動のある一般事務職の職員より厚生会になじむと考えられ、制度に熟知することにより職員にもメリットがある。また、共済業務の中には貸付等、現行の厚生会の業務と似通った制度もあることから、相乗効果が期待できる。

公衆・公園便所等便所清掃業務の見直しについて

公衆便所 11 か所のうち、3 か所を廃止するとともに、維持・補修業務についても業務の効率化を図り業務体制を見直す提案を行った。（効果額：9,381 千円）

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
公衆・公園便所の維持管理業務について効率化を図るとあるが内容はどのようなものか。	公衆便所を 3 か所廃止するとともに、清掃ルートの見直しや、1 台当たりの清掃箇所を増やすことにより業務の効率化を図るものである。
今、便所清掃のマニュアルがなく、職員間で清掃の程度にばらつきが生じている。以前に、原局にもマニュアル化を提案したが、まだできていない。マニュアルに基づき、作業が均一に行われた上で、台数の査定をすべきである。現段階で台数を減らすべきではない。	マニュアルの作成については原局からも必要性を聞いており、支部と原局で協力しながらまとめていきたい。

車両整備業務の見直しについて

環境部（環境政策課・公害対策課を除く。）が所管する自動車等 75 台の維持管理業務について、委託化の拡大などにより業務体制を見直す提案を行った。（効果額：1,835 千円）

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
車両整備を 2 名だけにしてしまって何をさせるのか。	車両の小規模又は緊急時の修理、整備工場の整備・清掃等を行ってもらう予定である。
例えば、清掃車ではごみの発火により車両火災が年に数回起こるが、消火後の壊れた車両の運搬は、車両整備のプロでなければできない。専門性の高い職場であることから、委託化を進めてしまうと対応できないのではないか。また、2 名では休暇取得や病気の時などどのような対応を考えているのか。	他都市において、全て委託化しているところもあり、委託後も対応可能であるという条件での提案である。勤務条件については、支部交渉の中でまとめていただきたい。

親子サロンから集いの広場への事業転換について

現行の「親子サロン」を「つどいの広場」事業に事業転換し、民間団体へ業務を委託する提案を行った。（効果額：1,098 千円）

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p>「親子サロン」は再任用職場として位置付け、保育士の経験を生かした子育て支援が可能であった。市が直接運営することで、市民に対しても、尼崎市は子育て支援を積極的に行っているとの PR にもなっている。民間委託することにより子育て支援体制を拡充するとはどういうことなのか。</p>	<p>国の子育て支援策の中で、現在の「親子サロン」は「センター型」と呼ばれるものであるが、設置場所は公の施設である保育所等に限定されている。事業実施にあっては空スペースの活用面からも、杭瀬と戸ノ内の 2 か所で実施してきたが、必ずしも市民の利便性が高い場所ではない。一方で、「つどいの広場」は駅前マンションの一室でも実施可能であり、NPO や民間事業者に委託することにより拠点が広がることにも期待できることから、取り組み内容が似通う両支援策を「つどいの広場」事業に一本化したいと考えている。</p>
<p>運営主体が民間となると市民と行政の距離が遠くなる。民間であればそれぞれ特色があり、肌に合う、合わないがあるが、公立であれば無色中立のイメージがあり、市民も利用しやすいのではないかと。</p>	<p>委託先も厳密に審査し選択するものであり、問題は生じないと考えている。</p>

下水道管渠維持管理業務の見直しについて

下水道管渠維持業務のうち、直営としている工事部門について民間委託を行う提案を行った。（効果額：10,487 千円）

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p>下水道管渠維持管理業務については、原局と支部で協議を重ねてきたが、現時点では全くかみ合っていない。現在、工事班と浚渫班とが密接に関係し業務を行ってきたものであり、工事班を委託してしまえば業務に支障がでる。また緊急時に対応できない。こういった市民に直結する業務は直営の中で効率化を図るべきである。</p>	<p>業務内容や職員の年齢構成等も踏まえる中で、工事班の委託化ができると判断したものである。緊急時の対応も、契約方法によって迅速な対応は可能である。</p>

工事を委託するには業務内容がわかる職員が必要である。全部委託してしまえば工事の適正な発注は誰が行うのか。発注に伴う設計や入札の事務量増にはどう対応するのか。	付随する業務量も踏まえながら職員の配置についても検討している。
--	---------------------------------

小学校給食調理業務について

本年度に引き続き、来年度から新たに4校の給食調理業務を民間委託することについて提案を行った。（効果額：29,860千円）

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
学校給食の調理業務委託は本年度から実施し、効果が得られたから来年度も拡充するということであろうと思われるが、どういう効果があったのか。	教育委員会は先日の文教委員会でも報告を行っているが、現時点では順調に業務が行われており、児童に対するアンケートでも概ね好評であり、給食運営委員会の委員から否定的な意見も出ていないと聞いている。
来年度の4校の委託による効果額はどうか。	委託内容でもある給食の充実を直営で実施する場合には、嘱託員を2名増員する必要がある。増員した場合と比較し、全体では2,986万円の持ち出しとなる。
当初の委託の目的は、経費を削減し、かつ給食を充実するとの説明であったにもかかわらず、直営よりも費用がかかるというのでは問題である。	単年度で見れば直営よりも経費がかかるが、給食調理業務の委託化が完了する時点では、経費的にも抑えることができる。
給食の充実のため、各校に嘱託員2名の増員が必要という条件は教育委員会が勝手に決めたことであり、我々は増員を求めている。費用対効果の検証は現体制で比較すべきである。	効果額を積算する理論上の話であるが、米飯給食等の食育の充実を現行体制下で行うのなら、嘱託員2名分の増員が必要と仮定したものである。
既に委託されている4校の従業員の定着率はどうか。	4校で34名の方が従業されているが、現時点までに4名の方が辞められた。辞めた理由は、引越し等やむを得ないものであると聞いている。

現在の運営形態は偽装請負ではないのか。労働局は書面の上で判断しているが、従事実態を見せれば見解も異なるはずである。	労働局に十分相談し委託を行ったものであり、偽装請負にはあたらないと認識している。
---	--

その他提案項目の確認について

合理化等の提案項目以外にも、提案になじむ項目が他にもあるのではないかとこの組合からの主張があり議論となった。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
交通安全教育体制の見直しにより運転手が1名減となると聞いているが、今回提案されていない。交通安全課に運転手として職員定数がついているのであれば提案が必要ではないか。	業務体制の見直しによる事務量の減によるものであり提案項目ではない。
北部浄化センターについても作業員の定数が削減されるそうだが提案事項ではないのか。	中央監視制御装置が改築、更新されたことで、監視業務の省力化が図れたことによる業務量減であり提案項目ではない。
交通安全課の運転手定数を減らせば、運転手定数の総数も減ることになり、運転手やこれから運転手試験を受ける者など全体に影響が出る。提案すべきである。 北部浄化センターについても新しくシステムが導入されただけで、システムが1人分の仕事をしてくれるものではない。勤務体制を効率化してくれという提案がある。	合理化の提案は、業務の民間委託によるものや、大幅な勤務条件の変更を伴うものについて行うものである。これから各職場の定数査定が始まるが、事務量の増減による定数の増減は管理運営事項であり、これまでも提案していない。したがって定数が現業職でも、非現業職でも、事務の見直しについては提案項目ではないと考えている。

課題解決の方向性

合理化項目の詳細については支部で協議していくこととした。

4 納税催告センター業務に係る管理職職員の配置体制について

課題の要旨

8月1日に開設した納税催告センターの業務については、正規の勤務時間外においても派遣職員により業務が行われており、税情報の管理等のために、収税課の管理職職員の配置を行う必要があることから提案を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
納税催告センターの件について、振替をするにしても、ILO 職員でないものが、週の所定労働時間である 40 時間を超えて勤務し、超過勤務手当を支給しないということは労働基準法上、違法ではないのか。	管理職である係長以上で対応するため問題ない。

5 その他

課題の要旨

合理化提案に併せて、関連する取り組みについて議論となった。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
交通局の武庫営業所の民間委託のことが新聞記事になっている。内容は職員 71 名削減、希望退職の募集、職域の拡大、転籍、さらに給与水準の見直しを行うとなっているが、我々に説明もないまま一方的にマスコミに発表するとはどういうことなのか。このことについて総務局は承知しているのか。	交通労組に提案されたことは知っているが、未定の部分が多いので説明できる段階ではない。
現在、公営企業審議会において、経営形態も含めて交通事業のあり方の議論を行っているにもかかわらずこの報道はどういうことなのか。	武庫営業所はそれとは別の話である。 今まで行ってきた委託の範囲内の話であり、委託業務を拡大するというものである。
職域の拡大や転籍とはどういうことなのか。市バスの運転手が市長部局に異動することもあるということなのか。	交通局内で市バスの運転手を事務職として職種換えすることや、現業職として市長部局等に異動することが考えられる。

以上
(給与課)

住居手当の見直しについて（メモ）

H20.9.29

住居手当について、国の支給基準を踏まえた内容に見直す。

1 実施内容

住居手当のうち持家の場合の支給要件及び支給額を次のとおり改める。

	改正後	現行
支給要件	持家に居住している職員で主としてそのものの収入によって独立した世帯の生計を支えている職員のうち、当該住居が新築又は購入の日から起算して 5 年を経過していないもの	持家に居住している職員で主としてそのものの収入によって独立した世帯の生計を支えている職員
支給額（月額）	2,500 円	6,000 円

2 実施時期

平成 21 年 4 月 1 日

以 上
（給与課）

被服の仕様変更について（メモ）

H20.9.29

被服の仕様について次のとおりとする。

1 実施内容

技術服・作業服 ・保育服について、独自仕様を改め、既製品の導入を図る。
なお、詳細については、被服検討委員会において協議する。

2 実施時期

平成 21 年度の夏期用被服から実施する。

以 上
（給与課）

平成 21 年度向け 合理化等提案項目（メモ）

H20.9.29

1 兵庫県市町村共済業務及び財形貯蓄業務の業務委託

目的

兵庫県市町村共済組合にかかる業務及び財形貯蓄業務について、尼崎市職員厚生会に委託することで効率化を図る。

実施内容

現在、職員が行っている共済組合業務及び財形貯蓄業務を尼崎市職員厚生会へ業務委託し、共済事業のなかでも特に専門性の高い年金相談等の業務の質の確保と職員の福利厚生窓口の一本化を図ることで、さらなる業務の効率化を目指す。

実施時期

平成 21 年 4 月 1 日

人員

正規職員 1 名 嘱託員（OB） 1 名

2 公衆・公園便所等便所清掃業務の見直し

目的

公衆・公園便所の維持管理業務の体制を見直す。

実施内容

利用実態や今後の維持・補修経費等を精査した結果、公衆便所 11 ヶ所のうち、3 ヶ所（北竹谷・水明・東御園）を廃止するとともに、維持・補修業務についても業務の効率化を図る。

実施時期

平成 21 年 4 月より

人員

嘱託員（OB） 6 名

3 車両整備業務の見直し

目的

環境部（環境政策課・公害対策課を除く）が所管する自動車等 75 台の維持管理業務体制を見直す。

実施内容

現行、直営業務として実施している週間点検等の廃止と車両及び架装修理業務を縮小し、新たに行う隔月点検も含めた点検、修理業務の委託化を拡大するなどして、業務の効率化を図る。

実施時期

平成 21 年 4 月より

人員

正規職員 2 名

4 親子サロンから集いの広場への事業転換

目的

地域における子育て支援拠点を整備するなかで、「地域子育て支援センター」として運営してきたが、平成 19 年度より新たに「つどいの広場事業」と共に「地域子育て支援拠点事業」として再編されたことを受け、親子サロンを「つどいのひろば事業」に転換することで、子育て支援体制の拡充を図る。

実施内容

現行の親子サロンを「つどいのひろば事業」に事業転換し、民間団体へ業務を委託する。

実施時期

平成 21 年 4 月 1 日

人員

嘱託員（OB） 2 名

5 下水道管渠維持管理業務の見直し

目的

下水道管渠維持業務のうち、直営工事部門における請負発注可能な工事を委託化することにより業務の効率化を図る。

実施内容

下水道管渠維持業務のうち、直営としている工事部門について民間委託を行う。

実施時期

平成 21 年 4 月 1 日

人員

正規職員 7 名

6 小学校給食調理業務

目的

経費の抑制を図りながら、学校給食内容を充実させるとともに、より安全な給食を引き続き提供する。

実施内容

以下の4校について、給食調理業務を委託する。

(浜小学校・浜田小学校・武庫庄小学校・武庫南小学校)

実施時期

平成21年4月1日

人員(配置基準ベース)

正規職員 9名

以 上
(給与課)

納税催告センター業務に係る管理職職員の配置体制について（メモ）

H20.9.29

1 提案内容

平成 20 年 8 月 1 日に開設した納税催告センターの業務日及び業務時間のうち、毎週 2 日（火曜日及び木曜日）の午後 8 時まで及び月 2 回（第 2 土曜日及び第 4 日曜日）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの時間外における業務において、本市職員による対応が必要となった場合の措置及び税情報の外部漏えい防止のため、収税課の管理職職員 1 名を勤務させる

2 勤務対象となる職員

収税課に所属する係長及び課長補佐

3 実施日

平成 20 年 11 月 4 日より

以 上
（ 給 与 課 ）